

第3期子ども・子育て支援事業計画 「修正点・追加点」について

令和6年10月4日（金）の令和6年度第2回子ども子育て会議で説明した内容から修正・追加した点についてまとめた資料です。

※資料1「第3期子ども子育て支援事業計画 素案」を抜粋した資料のため、資料1と同じ内容になります。

施策の柱2 多様な子育て支援サービスの充実

すべてのこどもの幸せを第一に考えるとともに、働きたいと考えている保護者や、働きながら子育てをしている保護者のニーズをとらえ、必要に応じたサービスを利用することができるよう、多様な子育て支援サービスの充実に取り組み、安心して子育てができる環境を整備します。

(1) 選択肢を増やす多様なサービスの充実

働きたいと考えている保護者や、働きながら子育てをしている保護者のニーズに柔軟に対応するとともに、すべてのこどもの幸せを第一に考え、多様な保育サービスを提供します。

No.	事業名	事業内容	令和5年度実績	令和11年度目標	担当課
19	延長保育事業の実施	○多様なニーズへの対応として保育園1か所で午前7時から、10か所で午後7時まで、1か所で午後7時半まで保育を実施します。	延長保育実施か所数 9か所	延長保育実施か所数 11か所	子ども未来課 (保育係)
20	土曜日保育の実施	○多様なニーズに対応するため、保育園11か所で午後6時まで、1か所で午後7時まで、2か所で午後7時半まで保育を実施します。	土曜日保育実施か所数 12か所	土曜日保育実施か所数 14か所	子ども未来課 (保育係)
21	病児・病後児保育事業の実施	○保護者の就労等により家庭で保育を行うことが困難な場合に、病気や病気の回復期にある児童の保育を行います。現在の病児・病後児保育2施設の実施を継続します。	実施施設数 2施設	実施施設数 2施設	子ども未来課 (保育係)
22	休日保育の実施	○就労の多様化に伴い、働きながら子育てをしている保護者の保育ニーズに対応するため、民間保育園3園で休日保育を実施します。	実施施設数 1施設	実施施設数 2施設	子ども未来課 (保育係)
23	一時預かり事業の充実（一時保育）	○保育園8園で事業を実施します。 ○多様なニーズに対応するため、実施を希望する保育所でリフレッシュ利用を開始します。	実施施設数 6施設	実施施設数 8施設 (うち、リフレッシュ利用 2施設)	子ども未来課 (保育係)
24	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	○乳児又は幼児であって満3歳未満のもの（保育所に入所しているもの等は除く）に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行います。	—	利用定員数 0歳児 37人 1歳児 80人 2歳児 67人	子ども未来課 (保育係)

新規事業を追加（本事業については、P81「量の見込みと確保方策」においても追加）

基本目標2 子育て支援が充実したまちづくり

施策の柱1 子育て支援のネットワークづくり

身近な地域でこどもの健やかな成長を支援するためには、教育・保育施設やサービスを充実させるほか、十分手を差し伸べることができないニーズに対しては、共助による支援が必要不可欠です。このため、地域資源を活用した子育て支援情報の提供や、自主的な子育てグループによる活動を促進し、これらの連携・交流の促進と情報の共有化等、子育て支援のネットワークづくりを推進します。

(1) 子育て支援のネットワークづくりの推進

地域子育て支援拠点事業による親子の交流の場の提供、子育て支援情報の提供、関連機関や子育て支援活動を行っているグループとの交流・支援のほか、ネットワークづくりのための機能を強化します。

No.	事業名	事業内容	令和5年度 実績	令和11年度 目標	担当課
(再掲)	地域子育て支援拠点事業の実施	○地域の子育て支援拠点施設で、子育てに不安や悩みを抱える家庭に対する育児相談や育児に関する情報共有のほか、こどもの発達、こどもへの接し方や遊び方、幼児食などの育児講座や	年間 入館者数 延べ7,959人	年間 入館者数 延べ24,960人	子ども 家庭課 (家庭係)
33	子育てサークルやこども食堂の運営支援	○団体等の活動状況の把握に努め、効果的な活動ができるよう、活動場所の提供等の支援を行います。 ○子ども食堂の運営支援を行います。	-	子ども食堂の 運営支援団体数 1団体	子ども 未来課 (児童係)、 子ども 家庭課 (家庭係)
34	親子関係形成支援事業	○児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者に対し、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につける研修等を通して、親子の関係づくりをサポートします。	-	年間参加者数 10人	子ども 家庭課 (家庭係)

新規事業を追加（本事業については、P78「量の見込みと確保方策」においても追加）

No.	事業名	事業内容	令和5年度実績	令和11年度目標	担当課
53	自立支援教育訓練給付金の実施	○ひとり親家庭の母または父が就職に役立つ技能や資格の取得のために各種講座を受講や、各種学校等の養成機関で修業する場合などに給付金を支給します。 ○経済的自立のために厚生労働省指定の職業能力開発講座を受講した場合に、給付金を支給します。	支給者数 1人	支給者数 1人	子ども家庭課 (家庭係)
54	高等職業訓練促進給付金の実施	○ひとり親家庭の母または父が就職に役立つ技能や資格の取得のために各種講座を受講や、各種学校等の養成機関で修業する場合などに給付金を支給します。 ○就職に有利な資格取得と経済的自立のために6か月以上養成機関に在学した場合に、給付金を支給します。	支給者数 3人	支給者数 3人	子ども家庭課 (家庭係)
55	就学援助費の支給	○経済的な理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、必要な援助を行います。	受給者数 339人	受給者数 330人	教育総務課
56	子どもの生活・学習支援の充実	○就学援助世帯、ひとり親家庭のこどもに対し、学習支援や生活相談、生活習慣の習得を目的とした、子どもの生活・学習支援事業について、小学生を対象に実施します。 ○事業内容等については随時検討しながら実施します。	生活学習支援事業の実施箇所数 4か所	生活学習支援事業の実施箇所数 4か所	子ども家庭課 (家庭係)
57	貧困家庭への生活支援事業の充実	○現在は、年齢や学年が上がることにより必要になる経費やその時期、事前に行うべき準備に関する情報を提供する目的で、進学説明会や生涯設計等に関する講演会を開催します。 ○児童扶養手当現況届等の窓口の活用等によりひとり親家庭等のニーズを把握し、ニーズに応じた取組を展開します。	進路相談会実施回数 1回	進路相談会実施回数 1回	子ども家庭課 (家庭係)
58	養育費履行確保事業	○ひとり親等の家庭が経済的に安定した生活を送るために、取り決められた養育費を確実に受け取ることができるよう、養育費に関する公正証書作成費用及び養育費保証契約保証料の補助をします。	補助件数 0件	補助件数 1件	子ども家庭課 (家庭係)

新たに計画に記載（既存事業）

施策の柱3 子育て情報の提供と相談体制の充実

子育てに対する保護者の心理的負担や不安を軽減し、子育てをより楽しく充実したものとするため、多様な子育て支援サービスを充実し、利用する保護者がそれぞれの状況に応じて適切なサービスを選ぶことができるよう、情報の提供と総合的な相談支援体制の充実を図ります。

(1) 利用者支援体制の充実

多様な子育て支援サービスについて利用者が自由に選択でき、適切に利用できるよう、様々な媒体を活用した情報提供体制を整備します。合わせて総合的な相談支援体制の充実を図ります。

No.	事業名	事業内容		令和5年度 実績	令和11年度 目標	担当課
59	利用者支援事業の実施	基本型	○地域の身近な場所で相談対応を行う地域子育て相談事業を実施します。	—	相談件数 480 件	子ども 家庭課 (家庭係)
		特定型	○子育て支援分野の子育てコンシェルジュが、相談支援を行うとともに、関係機関との連絡調整等の支援を行います。	相談件数 【特定型】 423 件	相談件数 【特定型】 533 件	子ども 未来課 (保育係)
		こども家庭センター型	○母子保健分野の母子保健コーディネーター、児童福祉分野の子ども家庭支援員等が、相談支援を行うとともに、関係機関との連絡調整等の支援を行います。	相談件数 【母子保健型】 809 件 ※令和6年度からこども家庭センター型に移行	相談件数 【こども家庭センター型】 1,238 件	子ども 家庭課 (母子保健係)、 (家庭係)
		妊婦等包括相談支援事業型	○妊娠中の負担軽減のため、妊娠届け出時にセルフプランの作成を支援します。	—	セルフプラン 作成件数 484 件	子ども 家庭課 (母子保健係)
(再掲)	家庭児童相談の充実	記載内容を変更（利用者支援事業の型を分けた記載に変更しました） を目的に、生活の安定や子育ての相談、就業に関する相談を行います。		延べ 263 件	延べ 240 件	家庭課 (家庭係)
60	子育て支援アプリや電子申請の導入	○アプリを活用して、子育て等に関する行政、関係団体のサービスの情報提供を行います。 ○子育てに関する様々な情報の提供について検討していきます。		きずなネット 配信件数 124 件	きずなネット 配信件数 130 件	子ども 未来課、 子ども 家庭課、 情報課
(再掲)	地域子育て支援拠点事業の実施	○DV防止に関する広報・啓発活動を今期も継続して進めます。 ○関係職員の資質向上の推進、また中央児童・障害者相談センター、愛知県女性相談支援センター、警察等関係機関との連携強化を進めます。 ○早期発見のための体制整備及び相談体制の充実、対象者の自立支援を行います。		年間 入館者数 延べ 7,959 人	年間 入館者数 延べ 24,960 人	子ども 家庭課 (家庭係)

No.	事業名	事業内容	令和5年度実績	令和11年度目標	担当課
62	養育支援訪問事業の実施	○養育支援訪問事業として、養育支援が特に必要であると判断した家庭に相談支援を行う。	養育支援相談件数 64件	養育支援相談件数 47件	子ども家庭課 (母子保健係)、 (家庭係)
63	産後ケア事業の実施	○産後に安心して母とその家族が育児に取り組めるように産後ケア事業を実施し、産後の支援を行います。	産後ケア事業利用日数(延べ) 宿泊型 48日 通所型 2日 訪問型 3日	産後ケア事業利用日数(延べ) 宿泊型 81日 通所型 50日 訪問型 14日	子ども家庭課 (母子保健係)
64	多胎妊婦、多胎育児家庭への支援の実施	○育児等の負担が大きく孤立しやすい多胎妊婦や多胎育児家庭を支援するため、保健師の相談支援を実施します。 ○親子(母子)健康手帳交付、こんにちは赤ちゃん訪問事業及び乳幼児健診等の活用により多胎妊婦や多胎育児家庭のニーズを把握し、事業を実施していきます。 ○多胎妊娠の妊婦健康診査の費用を助成します。	多胎妊婦・多胎育児家庭向けサロンの実施回数 4回	多胎妊婦・多胎育児家庭向けサロンの実施回数 4回	子ども家庭課 (母子保健係)
65	地域保健活動の実施	○保健師が児童館や図書館等の地域で身近に相談できる場所に出向き、子育て世代の市民と直接対話することで、個人のニーズや地域のニーズを把握し、関係機関と連携して問題解決を目指した活動を実施します。	まちの保健師の実施回数 245回	まちの保健師の実施回数 200回	子ども家庭課 (母子保健係)
66	妊婦のための支援給付事業の実施	○妊婦のための支援給付を実施します。	—	給付対象件数 484件	子ども家庭課 (母子保健係)
67	子育て世帯訪問支援事業の実施	○子育て世帯訪問支援事業として、養育支援が必要な方に家事育児援助を実施。 ○子育て世帯訪問支援事業として、産前・産後サポーター派遣事業を実施	養育支援が必要な方への家事育児支援件数 0件、 産前・産後サポーター利用実人数 16人	養育支援が必要な方への家事育児支援件数 1件、 産前・産後サポーター利用実人数 18人	子ども家庭課 (母子保健係)、 (家庭係)

新たに計画に記載(既存事業)

No.	事業名	事業内容	令和5年度 実績	令和11年度 目標	担当課
77	発達相談業務 及び療育支援 体制の充実	○小児精神科医や公認心理師等が発達の専門相談と発達確認をします。 ○発達確認の結果説明と合わせて、その後必要な支援やサービスについて案内します。 ○発達が気になる児童の早期発見・早期アセスメントや家族を含めた包括的な支援を行います。また、重症心身障がい児、医療的ケア児も含め、関係機関との連絡調整を担います。 ○課題解決のため、必要に応じて関係機関による検討会議を開催し、長久手市障がい者自立支援協議会と連携しつつ、こどもを取り巻く様々な課題に対して多機関で対応します。	関係機関と 連携して支援 した件数 82件	関係機関と 連携して支援 した件数 80件	子ども 家庭課 (療育支援係)
78	巡回相談の実 施	○こどもの発達相談室の相談員等が、市内の保育所・幼稚園、学校等関係機関への巡回相談を実施します。 ○障害児通所支援の一つである、保育所等訪問支援とは別の位置付けとし、関係機関の職員や保護者からの相談に対応するほか、障がいのある児童の早期発見、早期対応のための助言等を行います。	巡回相談 実施回数 9回	巡回相談 実施回数 10回	子ども 家庭課 (療育支援係)
79	児童発達支援 センターの運 営	○就学前児童への法定の療育プログラムである児童発達支援等を行い、障がいのある児童が身近な地域で安心して療育を受けることができる体制を担います。	1日あたりの 受け入れ人数 19.9人	1日あたりの 受け入れ人数 20人	子ども 家庭課 (療育支援係)
80	障がい児保育 の実施	○3歳児クラス以上の保育を行うすべての保育園で、障がい児保育を実施しています。今後も地域の保育園で事業を継続します。	「実績・目標」において数値を記載 ※前回説明時の表記では、R5年度実績、R11年度目標ともに「実施」の表記 ※その他の事業においても、「実施」の表記を見直し、数値の表記に変更しました。		
81	特別支援教育 就学奨励費の 支給	○特別支援学級に就学する児童生徒の保護者に対し、家庭の経済状況等に応じ、奨励費を支給します。			

No.	事業名	事業内容	令和5年度 実績	令和11年度 目標	担当課
(再掲)	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の実施	○地域の中で、安心して子育てができるよう、子育てのお手伝いをしてほしい人（依頼会員）とお手伝いをしたい人（援助会員）が会員となり、行う相互援助活動です。	活動件数 1,524 件	活動件数 1,349 件	子ども 家庭課 (家庭係)

施策の柱2 いつでも相談できる人がいる地域づくりの充実

子育てに悩む保護者が気軽に話せる体制づくりを通じて、地域全体でこどもの成長を見守ります。

（1）いつでも相談ができる人がいる地域づくりの推進

子育て支援センターのほか、地域共生ステーションや児童館、保育所等において、保護者同士や地域の人々との繋がりを持ちながら、身近な場所で相談できる体制を強化します。

No.	事業名	事業内容	令和5年度 実績	令和11年度 目標	担当課
85	保育所地域交流事業（たけのこクラブ）	○就園前の幼児と保護者を対象に、遊びの指導や園児との交流、子育て相談、保護者及び子ども同士の交流の機会を提供することで、身近な地域における子育て支援サービスの充実のため、事業を継続します。	利用組数 延べ107組	利用組数 延べ123組	子ども 未来課 (保育係)
86	幼児のじかんの実施	○未就学児と保護者を対象に、親子で触れ合う機会を提供し、子育ての楽しさや面白さを感じていただけるように、工作や手遊び、体操などを、児童館ごとで実施します。また、一部の開催については、子育て相談も合わせて実施します。	実施施設数 6施設	実施施設数 6施設	子ども 未来課 (児童係)
87	保育園等の園開放の実施	○未就園児が保護者と共に保育園に来て遊ぶとともに、保育園の子どもたちの遊ぶ姿に触れられる機会を提供します。また、同じ年代のこどもの保護者が集まることで、保護者同士の交流の促進を行います。	実施施設数 12施設	実施施設数 11施設	子ども 未来課 (保育係)
(再掲)	地域保健活動の実施	○保健師が児童館や図書館等の地域で身近に相談できる場所に出向き、子育て世代の市民と直接対話することで、個人のニーズや地域のニーズを把握し、関係機関と連携して問題解決を目指した活動を実施します。	まちの 保健師の 実施回数 245回	まちの 保健師の 実施回数 200回	子ども 家庭課 (母子保健係)

新たに計画に記載（既存事業）

(8) 利用者支援事業

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う事業です。

【図表5-14 利用者支援事業の量の見込みと確保方策】

単位：回

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	2,365	2,541	2,569	2,723	2,735
基本型 ³	240	360	360	480	480
特定型 ⁴	490	500	510	522	533
こども家庭センター型 ⁵	1,163	1,188	1,213	1,238	1,238
妊婦等包括相談支援事業型 ⁶	472	493	486	483	484
② 確保方策	2,365	2,541	2,569	2,723	2,735
基本型	240	360	360	480	480
特定型	490	500	510	522	533
こども家庭センター型	1,163	1,188	1,213	1,238	1,238
妊婦等包括相談支援事業型	472	493	486	483	484
差(②-①)	0	0	0	各型の計画値を記載	
実施箇所数	基本型	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
	特定型	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
	こども家庭センター型	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
	妊婦等包括相談支援事業型	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所

今後の方向性

○基本型としては、市内子育て支援団体に委託して実施します。

○特定型としては、保育事業を中心とした子育て支援分野の子育てコンシェルジュを配置します。

○こども家庭センター型としては、統括支援員、母子保健コーディネーター、子ども家庭支援員、保健師等を配置し、継続して対応していきます。

○妊婦等包括相談支援事業型としては、全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から出産・子育てまで身近に相談に応じ、様々なニーズに即した支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図ります。

○妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を実施するため、今後も情報提供及び必要に応じた相談・助言を行うとともに、関係機関の連絡調整等を継続して実施します。

3 基本型：子育て支援員等を配置。こども及び保護者が子育てに関わる支援事業などを円滑に利用できるよう相談窓口及び地域連携を推進するための取組を実施。

4 特定型：子育てコンシェルジュを配置。地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援など実施。

5 こども家庭センター型：統括支援員を配置、母子保健機能としては母子保健コーディネーター、保健師等を配置し、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を実施。児童福祉機能としては子ども家庭支援員、虐待対応専門員を配置し、子ども家庭支援全般に係る支援を実施。

6 妊婦等包括相談支援事業型：妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等（伴走型相談支援）を行う。

(13) 子育て世帯訪問支援事業

令和4年の児童福祉法改正に伴い新設された事業で、様々な理由で養育支援が必要となっている家庭に対しての家事育児支援と、身内の支援が受けられない妊娠中や産後に心身の不調や育児不安がある家庭に対しての産前・産後サポーター派遣事業を実施します。

本市では、養育支援が必要な家庭への家事育児派遣を2事業所へ委託、産前・産後サポーター派遣事業を4事業所へ委託して実施しています。

【図表5-19 子育て世帯訪問支援事業の量の見込みと確保方策】

単位：件／年

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	21	20	20	19	19
② 確保方策	21	20	20	19	19
差(②-①)	0	0	0	0	0

今後の方向性

今後も家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭に対して、訪問支援員が訪問して家事・育児等の支援を実施します。

(14) 児童育成支援拠点事業

令和4年の児童福祉法改正に伴い新設された事業で、養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、安全・安心な居場所の提供、生活習慣の形成、学習支援、保護者への情報提供・相談支援等を行います。

今後の方向性

本市においては、引き続きニーズの把握に努め、事業の実施体制について検討していきます。

(15) 親子関係形成支援事業

令和4年の児童福祉法改正に伴い新設された事業で、児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者を対象とし、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の研修や講座等を実施します。

【図表5-20 親子関係形成支援事業の量の見込みと確保方策】

単位：人／年

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み					10
② 確保方策					10
差(②-①)					0

今後の方向性

研修やグループワークを通して、同じ悩みや不安を持つ保護者同士が情報交換できる場を提供し、親子の関係づくりをサポートします。

新規事業を追加

(16) 産後ケア事業

令和6年の子ども・子育て支援法改正に伴い、産後ケア事業が地域子ども・子育て支援事業に位置付けられました。

出産後の母親の育児不安や負担を軽減するため、市が委託している病院等から母子のケアや授乳の相談などが受けられる事業です。

本市においては、長久手市に住民票がある産後1年未満（宿泊型は、産後4か月未満）の母子を対象に、宿泊型、通所型、訪問型のケアを実施しています。

【図表5-21 産後ケア事業の量の見込みと確保方策】

単位：日／年

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	62	86	107	128	145
宿泊型	46	58	66	76	81
通所型	11	21	31	40	50
訪問型	5	7	10	12	14
② 確保方策	62	86	107	128	145
宿泊型	46	58	66	76	81
通所型	11	21	31	40	50
訪問型	5	7	10	12	14
差（②－①）	0	0	0	0	0

今後の方向性

利用者のニーズに対応できるよう、今後も委託事業者と連携して提供体制の確保に努めます。

新たに計画に記載（既存事業）

6 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について

こども誰でも通園制度とは、こどものための教育・保育給付を受けていない（保育所、幼稚園、認定こども園、企業主導型保育事業所に通っていない）0歳6か月から満3歳未満の小学校就学前こどもに適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、こども及び保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための面談並びに保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う制度です。

こどもを中心に、こどもの成長の観点から、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備することを目的としているため、保護者の保育を必要とする事由（就労要件等）を問わず、月一定時間までの利用可能枠の中で利用が可能となっています。

本制度は、令和7年度は子ども・子育て支援法の地域子ども・子育て支援事業の一つである乳児等通園支援事業として実施され、令和8年度からは子ども・子育て支援法に基づく新たな給付（乳児等のための支援給付）として本格実施されます。

【図表5-23 乳児等通園支援事業の量の見込みと確保方策】

単位：人／年

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み		186	184	186	184
0歳児		37	37	37	37
1歳児		79	82	81	80
2歳児		70	65	68	67
② 確保方策		186	184	186	184
0歳児		37	37	37	37
1歳児		79	82	81	80
2歳児		70	65	68	67
差（②－①）		0	0	0	0

今後の方向性

多様な保育ニーズに対応するため、今後も各施設と連携して提供体制の確保に努めます。

新規事業を追加